

愛知県トライアスロン協会会員専用プラン
平成29年度「愛知県トライアスリート補償制度」のご案内

普通傷害保険、救援者費用等補償特約、熱中症危険補償特約、就業中の危険補償対象外特約、
賠償責任危険補償特約、賠償事故解決特約付帯

愛知県トライアスロン協会

(補償制度運営担当)

愛知県トライアスロン協会

「トライアスリートあんしん保険 運営担当」

TEL / FAX : 052-981-1199

1. 補償の概要 ～もしもの時のための備えに！～

トライアスロンは大変ハードな競技です。選手同士の接触や競技中の転倒によるケガがしばしば起こります。また、自分がケガをするだけでなく、第三者に衝突してしまい法律上の賠償責任を負ってしまう場合もあり、その賠償金額が数百万円にも及ぶ金額になってしまう可能性もあります。

こうした場合の対策として、この度愛知県トライアスロン協会では協会会員専用プランとして「愛知県トライアスリート補償制度」を創設いたしました。この補償制度は愛知県トライアスロン協会が団体契約者となるいわゆる「団体契約」であるため、加入者数に応じて団体割引が適用されます。

更に、本制度は特に「トライアスロン大会参加中/練習中」を含む日常の活動中のみに焦点を当て、対象となる補償期間を限定した保険料構成となっています。

皆様のリスクマネジメントの一助となるものですので、是非ご活用ください。

2. 対象となる主な事象事例 ～競技中のケガ・賠償事故を補償～

主にトライアスロン大会参加中の偶然な事故によるケガ、または熱中症による入院、通院などが補償されます。更には競技中に起きた競技用自転車の事故等により各会員様が第三者に対して負う法律上の賠償責任補償、大会参加中の事故により死亡または14日以上継続して入院した場合の救援（者）費用や移送費、宿泊費の補償がパッケージ化されております。

※注）個人賠償等の範囲

★競技者個人が起こした対人・対物事故 とは

- ・競技内外問わず、競技時使用施設の設備（窓ガラス・床・競技設備等）を破損させてしまったことで競技者個人が法律上の賠償責任を負った。
- ・競技内外問わず、観客等にケガをさせてしまったことで競技者個人が法律上の賠償責任を負った。 など

3. ご加入の流れ

（当補償制度は愛知県トライアスロン協会の会員専用の補償制度となります。会員でない方はご加入ができません。会員登録方法については別途当会宛お問い合わせください。）

- ① ご加入内容確認事項により補償制度への加入資格等を十分確認いただいた上で、加入依頼書に必要事項をご記入いただき、ご署名またはご記名押印の上、当会宛ご送付ください。なお、平成29年5月1日から保険を開始したい方のご加入締切日は平成29年4月10日（月）までに当会に到着したものととなります。中途加入も可能ですので、その際は別途お問い合わせください。
- ② 加入依頼書到着後1週間程度でお振込先等を記載した「ご案内書」をご送付いたします。補償プラン等を再度ご確認いただいた上でご案内書に記載の締切日までに当会指定の補償制度専用口座へお振込ください。
- ③ ご加入をいただいた方へ補償開始後に加入者証を随時発送いたします。加入者証については平成29年5月中旬頃にお手元に届きますので、大切に保管をしてください。

4. 補償期間

平成29年5月1日から平成30年5月1日までの1年間

※中途加入の場合は、取扱代理店が保険料を領収した日以降で、かつ被保険者をご指定いただいた日から平成30年5月1日までの補償となります。

5. 補償される金額

補償される金額（限度額）は下記のとおりプランごとに異なります。加入者証等で、ご加入いただいた内容をご確認くださいませよう願いたします。

補償内容		Aプラン	Bプラン	Cプラン	保険期間	中途加入時の金額(制度運営費含む)		
						Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害補償	入院保険金 (180日限度)	1日あたり保険金額 3,000円	1日あたり保険金額 3,500円	1日あたり保険金額 5,000円	12ヶ月まで	11,000円	14,000円	20,000円
	通院保険金 (90日限度)	1日あたり保険金額 1,200円	1日あたり保険金額 1,500円	1日あたり保険金額 2,000円	11ヶ月まで	10,130円	12,890円	18,420円
	後遺障害保険金 (程度に応じて)	最高 680万円	最高 908万円	最高 1,369万円	10ヶ月まで	9,260円	11,780円	16,840円
	死亡保険金	680万円	908万円	1,369万円	9ヶ月まで	8,360円	10,650円	15,210円
賠償責任補償		支払限度額(1回の事故について)			8ヶ月まで	7,500円	9,530円	13,630円
		3,000万円	5,000万円	1億円	7ヶ月まで	6,590円	8,390円	12,000円
救済者費用補償		年間限度額 100万円	年間限度額 200万円	年間限度額 200万円	6ヶ月まで	5,730円	7,270円	10,420円
年間保険料		10,540円	13,440円	19,170円	5ヶ月まで	4,860円	6,180円	8,830円
制度運営費		460円	560円	830円	4ヶ月まで	3,960円	5,030円	7,200円
合計		11,000円	14,000円	20,000円	3ヶ月まで	3,090円	3,930円	5,620円
					2ヶ月まで	2,230円	2,810円	4,050円
					1ヶ月まで	1,330円	1,680円	2,410円

※上記補償内容は加入者数 20 名～499 名の場合となります。本制度は団体割引を適用しておりますので、実際の加入者数によりましては保険金額を調整させていただきます。中途加入の場合でも制度運営費は各プラン分の額だけ上乗せされています。

6. 事故が発生したら

事故が発生した場合にはまずは速やかに保険会社または取扱代理店までご連絡ください。保険会社または取扱代理店にて事故受付を行った後、保険会社にて調査等を進めていきます。事故への対応（特に賠償事故に関わる示談交渉など）においては必ず保険会社または保険代理店にご相談ください。

① 事故発生

事故発生日時・場所・状況、受傷者の住所・氏名・連絡先を報告してください。

特に、第三者に対する対物事故の場合は当該箇所の写真を保管してください。おケガあるいは第三者に対する対人事故の場合は搬送先・入通院先の病院名をご確認ください。

② 事故調査

事故報告により被害状況等を調査いたします。

③ 解決

保険金が支払われます。

7. 補償制度に関するお問い合わせ先

補償内容のご質問や加入内容の変更等の手続きに関しては、下記取扱代理店までお問い合わせください。

<p>【取扱代理店】</p> <p>株式会社オフィスマリーン</p> <p>〒460-0011 名古屋市中区大須 2-10-45 ビジネスポイント大須 2F (総合窓口) 0120-777-288</p>	<p>【引受保険会社】</p> <p>Chubb 損害保険株式会社 名古屋支店</p> <p>〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜 1 丁目 13 番 3 号 NHK 名古屋放送センタービル 13 階 Tel: 052-747-7000 (代) http://www.chubb.com/jp</p>
--	---

8. 保険金が支払われる場合と支払われない主な場合

普通傷害保険、救援者費用等補償特約、熱中症危険補償特約、就業中の危険補償対象外特約、賠償責任危険補償特約、賠償事故解決特約付帯（下記は引受保険会社資料を基にした補償の概要です。別紙重要事項説明書もご参照の上、ご不明点がございました場合は引受保険会社あるいは取扱代理店までお問い合わせください。）

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	被保険者がケガ（※）が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払します。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状・費用の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術やその他の医療処置（ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします） ⑦戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故
傷害 後遺障害 保険金	ケガ（※）が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ●保険金額×100%～4%	⑪自動車等の乗用具等による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 ⑫頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑬細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状
傷害入院 保険金	被保険者がケガ（※）が原因で入院された場合。	次の通り保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額×入院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までを限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても入院保険金を重複してお支払いできません。	⑭山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ⑮自動車等の乗用具等による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 ⑯頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑰細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状
傷害手術 保険金	被保険者が、ケガ（※）の治療のために事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。手術とは次のいずれかに該当するものをいいます。 ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ＊創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術等は補償対象外です。 ●先進医療に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。）	手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍 （①および②の手術を受けた場合は①を適用） ●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	⑰細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状
傷害通院 保険金	被保険者がケガ（※）が原因で通院された場合。 ●往診日や長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギプス等を常時装着したときを含めることがあります。 ●治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。	次のとおり保険金をお支払いします。 ●通院保険金日額×通院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までの期間中でかつ90日分を限度とします。 ●入院保険金と重複してはお支払いできません。 ●通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても通院保険金を重複してお支払いできません。	

※この保険におけるケガとは急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

〔8. 保険金が支払われる場合と支払われない主な場合〕のつづき

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
救護者費用等保険金	<p>被保険者が日本国内において、保険期間中に次の①～③のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した場合。</p> <p>① 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死が確認できた後、もしくは緊急な捜索・救助活動が終了した後に発生した費用は対象となりません。）</p> <p>② 被保険者がケガ（※）が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に14日以上継続入院された場合</p> <p>③ 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合</p>	<p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した下記の（a）～（f）の費用の合計金額をお支払いします。</p> <p>（a） 捜索救助費用</p> <p>（b） 現地との1往復分の交通費。ただし、救護者2名分を限度とします。</p> <p>（c） 現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料。ただし、救護者2名分、かつ1名につき14日分を限度とします。</p> <p>（d） 死亡した被保険者を現地から移送する遺体輸送費用または治療継続中の被保険者の移転費用</p> <p>（e） 諸雑費（渡航手続き費用（パスポート印紙代、ビザ取得料等）および交通費、国際電話料等）。ただし、20万円を限度とします。かつ、日本国内において諸雑費が発生した場合は3万円を限度とします。</p> <p>●保険期間を通じて保険金額を限度とします。</p>	<p>下記が原因で負担した費用の場合には保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者、または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為、闘争行為</p> <p>③ 無資格運転、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、暴動等</p> <p>⑤ 地震・噴火・これらによる津波地震・噴火・これらによる津波</p> <p>⑥ 核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故</p> <p>⑦ 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故</p> <p>⑧ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状</p> <p>⑨ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑩ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>等</p>
賠償責任保険金	<p>賠償責任保険金 保険金をお支払いする場合</p> <p><賠償責任危険補償特約></p> <p>日本国内において次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。</p> <p>① 被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>② 日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>●この特約における被保険者とは、被保険者本人、被保険者の配偶者、被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。</p> <p><賠償事故解決特約></p> <p>*賠償責任危険補償特約付帯の方には自動的に賠償事故解決特約が付帯されます。</p> <p>被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。</p> <p>●損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。</p>	<p>損害賠償金および費用（応急手当、護送費用、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。</p> <p>●損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。</p> <p>●弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。</p> <p>●被保険者が破産、倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。</p>	<p>下記に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者の故意に起因する賠償事故</p> <p>② 戦争、武力行使、内乱、暴動等に起因する賠償事故</p> <p>③ 地震・噴火・これらによる津波に起因する賠償事故</p> <p>④ 核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故</p> <p>⑤ 職務遂行に直接起因する賠償事故（仕事上の賠償事故）</p> <p>⑥ 同居の親族に対する賠償事故</p> <p>⑦ 借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故</p> <p>⑧ 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます）等の所有、使用または管理に起因する賠償事故</p> <p>等</p>

※上記は補償の概要です。詳細については別紙重要事項説明書等も参考にしながら、取扱代理店までお問い合わせください。